

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4322695号
(P4322695)

(45) 発行日 平成21年9月2日(2009.9.2)

(24) 登録日 平成21年6月12日(2009.6.12)

(51) Int.Cl.	F I		
G 1 1 B 20/10 (2006.01)	G 1 1 B	20/10	3 0 1 Z
H 0 4 L 9/08 (2006.01)	H 0 4 L	9/00	6 0 1 A
H 0 4 N 5/91 (2006.01)	H 0 4 N	5/91	Z

請求項の数 3 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2004-33668 (P2004-33668)	(73) 特許権者	501263810
(22) 出願日	平成16年2月10日(2004.2.10)		トムソン ライセンシング
(65) 公開番号	特開2004-247036 (P2004-247036A)		Thomson Licensing
(43) 公開日	平成16年9月2日(2004.9.2)		フランス国, エフ-92100 ブロー
審査請求日	平成19年2月7日(2007.2.7)		ニュ ビヤンクール, ケ アルフォンス
(31) 優先権主張番号	0301857		ル ガロ, 46番地
(32) 優先日	平成15年2月11日(2003.2.11)		46 Quai A. Le Gallo
(33) 優先権主張国	フランス (FR)		, F-92100 Boulogne-
			Billancourt, France
		(74) 代理人	100070150
			弁理士 伊東 忠彦
		(74) 代理人	100091214
			弁理士 大貫 進介
		(74) 代理人	100107766
			弁理士 伊東 忠重

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 スランブルデジタルデータを記録する方法、記録媒体及びかかるデータの読み取り方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

データ記録媒体に記録されるスランブルされたデジタルデータを読み取る方法であって、

前記データ記録媒体は、

データパケットと多重化されるコントロールパケットであって、デジタルデータの一部をデスクランブルするための少なくとも1つのキーをそれぞれが含むコントロールパケットを備えるスランブルされたデジタルデータストリームと、

前記データストリームとは別に記憶されるテーブルであって、少なくとも1つのコントロールパケットと、それぞれのコントロールパケットについて、前記データストリームにおける前記コントロールパケットの位置を示すインデックスであって、前記データストリームにおける前記コントロールパケットの直前及び前記コントロールパケットの直後に送信されるクロック基準値に関して前記データストリームにおける前記コントロールパケットの位置を定義するタイムスタンプを含むインデックスとを含むテーブルとを有し、

当該方法は、

(i) 記録されたデータのストリームからデータのブロックを選択するステップと、

(j) 前記データブロックから、少なくとも1つのクロック基準値を抽出するステップと、

と、

(k) 抽出されたクロック基準値の関数として、前記ステップ(i)で選択された前記データブロックに含まれる最初のパケットと最後のパケットに関連するタイムスタンプを

推定するステップと、

(l) 前記ステップ (k) で推定されたタイムスタンプを使用して、このデータブロックに対応する少なくとも1つのコントロールパケットを前記データと記録されるテーブルから抽出するステップと、

(m) 前記コントロールパケットから、デスクランブルキーを抽出するステップと、

(n) 前記デスクランブルキーを使用して、前記データブロックをデスクランブルして、その内容を明確な表示でユーザに供給するステップと、

を備える方法。

【請求項2】

前記ステップ (i) は、

前記データブロックの最初のパケットに関連するタイムスタンプよりも小さな最も大きなインデックスを有するコントロールパケットと、前記データブロックの最後のパケットに関連するタイムスタンプよりも小さな最も大きなインデックスを有するコントロールパケットとの間にあるコントロールパケットであって、前記データブロックの最初のパケットに関連するタイムスタンプよりも小さな最も大きなインデックスを有するコントロールパケットと、前記データブロックの最後のパケットに関連するタイムスタンプよりも小さな最も大きなインデックスを有するコントロールパケットを含むコントロールパケットを抽出するステップを含む、

請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記コントロールパケットからデスクランブルキーを抽出する前記ステップ (m) は、前記コントロールパケット又は前記デスクランブルキーを暗号解読するステップを備える、

請求項1記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、圧縮及びスクランブルされたデジタルデータの記録の分野に関する。本発明は、より詳細には、スクランブルデジタルデータの記録方法、及びかかるデータの読み取り方法に関する。

【背景技術】

【0002】

圧縮されたデジタルデータストリーム、特にデジタルテレビ信号を記録するための装置は、現在ではあちこちに見られる。このタイプの装置は、たとえばハードディスクの形態を採用し、アナログテレビ番組についてビデオレコーダで予めリードバックするために使用したように、続いてリードバックすることができるデジタルテレビ番組を記録するための機能をユーザに対して提供する。

【0003】

データ、特にテレビ番組が記録されるとき、魅力的な機能は、「巻き戻し再生」又は「順方向早送り」、或いは加速された巻き戻し再生のような、用語「トリックプレイモード」としばしば呼ばれる特定の読み取りモードに従って、これらのデータを読み取りすることからなる。別の魅力的なモードは、番組の特定の部分に直接アクセスすること、すなわちデータにおいて「ジャンプ」することができることからなる。

【0004】

これらの読み取りモードは、たとえばMPEG-2標準に従って圧縮及び符号化されたデジタルデータに関して実現することは常に容易ではない。特に、圧縮及び符号化技術は、デジタルデータの転送向けに本質的に使用されるように設計されている。結果的に、データの復号化は、通常のスPEEDでの「早送り再生」モードで行われることが意図されている。MPEG-2標準に従って圧縮及び符号化されたデジタルオーディオ/ビデオデータ

10

20

30

40

50

が、たとえば巻き戻し再生モードで読み取られるとき、ある複数の画像を表示するために、該複数の画像のうちの1つを表示可能となる前に、幾つかの画像をデコードすることが必要な場合がある。

【0005】

記録されたデジタルデータがスクランブルされたとき（又は「暗号化“*enciphered*”“*encrypted*”と呼ぶ）、「トリックプレイモード」を実現することはさらに困難である。実際、デスクランブルすることができる前に、デスクランブルのキーを取り戻し、次いでデータを復号することが必要である。デジタルペイテレビの分野で使用されている最も通常的なスクランブル方法によれば、データのスクランブルキーは、デジタルデータストリームにおけるECM（*Entitlement Control Message*：共通情報）と示されるデータパケットで転送される。データをスクランブルするために使用される（また、データをデスクランブルするために利用される）キーは、CW（「コントロールワード“*control word*”」を意味する）と示され、典型的には10秒毎に周期的に変化する。ECMは、たとえば100msごとに繰り返すことによりデータストリームで転送され、その内容は約10秒ごとに変化する。デジタルデータパケットをデスクランブルするために、このデータパケットをデスクランブルするためのCWキーを含むECMを最初に取り戻すことが必要である。

10

【0006】

ECMは、偶数キー（*even key*）と奇数キー（*odd key*）という2つのCWキーを通常含んでいる。デジタルデータ転送パケットは、特にDVB規格（*Digital Video Broadcasting*を意味する）に従い符号化されるか、ATSC規格（*Advanced Television Systems Committee*を意味する）に従い符号化されており、パケットがスクランブルされているか否か、スクランブルされている場合に偶数キーでスクランブルされているか、或いは奇数キーでスクランブルされているかを示すスクランブル指標（すなわち「フラグ」）をヘッダに含んでいる。したがって、ECMは、ストリームで転送される次のデータパケットをデスクランブルするために必要なCWキーを常に含んでいる。CWキーに含まれる第二のCWキーは、データストリームにおけるECMの前に転送される所定のデータパケットをデスクランブルするか、又はストリームにおけるECMの後に転送される所定のデータパケットをデスクランブルするために役立つ。

20

30

【0007】

図1は、この原理を図解的に例示している。様々なCWキーでスクランブルされたデータストリーム10が表されている。周期 $n-1$ に対応するデータパケット100は、キー CW_{n-1} でスクランブルされており、周期 n に対応するデータパケット101は、キー CW_n でスクランブルされており、及び周期 $n+1$ に対応するデータパケット102は、キー CW_{n+1} でスクランブルされることが想定されている。それぞれの「キー周期」は、データの最後をスクランブルするためにキーが使用される周期に対応しており、図1の例に従えば10秒である。

【0008】

図1では、データストリームで転送されるECMが表されている。より明確にするために、これらのECMは、データストリームから分離して表されているが、勿論、実際にECMはデータストリームで転送される。図1に表される例では、これらのECMは100msごとに転送され、図1の下に明確にされるように、2つのCWキーをそれぞれ含んでいる。これらのキーは、データストリーム10をスクランブルするために使用される期間に対応するクロスハッチング又はスクエアハッチングにより図解的に表されている。図1では、周期 $n-1$ の終了と周期 $n+1$ の開始とを伴って、周期 n のみが詳しく示されている。

40

【0009】

図1に例示されるように、周期 n の間、データストリームで転送されるECMの内容は変化する。開始では、ECMは、前の周期に対応するキー CW_{n-1} 、及び現在の周期に

50

対応するキー CW_n を含んでいる。次いで、その内容は変わり、ECMは、現在の周期に対応するキー CW_n 、及び次の周期に対応するキー CW_{n+1} を含んでいる。あるキー CW でスクランブルされたデータストリームが転送される前に、このキー CW がECMで転送される周期は、「ECMアドバンス」と呼ばれる。このECMアドバンスは、0とキー周期(10秒)の間に持続する。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

それゆえ、データストリームの読取り方向に従うと共に、読取り速度に従って、あるケースでは、データを受信する前にデータをデスクランブルするために必要なCWキーを取り戻すことが困難な場合があることを注目すべきである。特に、CWキーは暗号化されることでECMにおいて転送され、データのデスクランブルのためのデータストリーム受信装置により利用可能となる前に、該受信装置に接続されるスマートカードで一般に暗号解読(decrypted)される必要があることが指摘されるべきである。

10

【0011】

欧州特許EP1143722A1は、このタイプのデータストリームの巻き戻し再生の読取りを容易にするためのソリューションを提案する。このソリューションは、現在の周期のキー、前の周期のキー及び次の周期のキーである3つのCWキーをそれぞれのECMに挿入することからなる。しかしながら、このソリューションは、加速された読取りモード(順方向早送り、加速された巻き戻し再生)向けに満足されるものではなく、また、デジタルデータストリームにおけるあるデータブロックから別のデータブロックへの高速な「ジャンプ」を実行することが可能にするものでもない。

20

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明は、スクランブルデジタルデータを記録する方法を提案することで、これらの課題を解決する。本方法は、以下のステップを備える。(a)スクランブルされたデジタルデータストリームを受信するステップ、(b)該データストリームにおいて、該ストリームのデータの少なくとも1部をデスクランブルするための少なくとも1つのキーを含んだコントロールパケットを識別するステップ、(c)該コントロールパケットをテーブルに記憶するステップ、及び(d)該データストリームと該テーブルをデータ記録媒体に記録するステップ。

30

【0013】

本発明の特定の機能によれば、上記ステップ(a)で受信されたデータストリームが、少なくとも1つのデスクランブルキーを含んだ複数のコントロールパケットを備えている場合、上記記憶するステップ(c)は、上記ステップ(b)で識別されたコントロールパケットがテーブルに既に記憶されていない場合にのみ実行される。ステップ(c)では、データストリームにおけるコントロールパケットの位置を示すインデックスが該テーブルに更に記憶され、該インデックスは、該記録されたデータストリームの最初のパケットに関して該コントロールパケットのシリアル番号を備えているか、代替的に、該インデックスは、該コントロールパケットに関連し、該データストリームで転送されるクロック基準参照値に関して該データストリームにおけるその位置を定義するタイムスタンプを備える。

40

【0014】

また、本発明は、データ記録媒体に関する。この記録媒体は、デジタルデータの一部をデスクランブルするための少なくとも1つのキーをそれぞれ含むコントロールパケットを備えるスクランブルされたデジタルデータストリームを含んでいる。該コントロールパケットは、該データパケットと多重化されている。本発明は、該データストリームとは別々に記憶され、少なくとも1つのコントロールパケットを含んだテーブルをさらに含むことを特徴とする。

【0015】

50

本発明によるデータ記録媒体は、1つ以上の特徴をさらに備えている。テーブルは、それぞれのコントロールパケットについて、データストリームにおけるコントロールパケットの位置を示すインデックスを含んでいる。インデックスは、記録されたデータパケットの最初のパケットに関するコントロールパケットのシリアル番号を備えている。インデックスは、該コントロールパケットに関連し、データストリームで転送されるクロック基準参照値に関してデータストリームにおけるその位置を定義するタイムスタンプを備えている。

【0016】

また、本発明は、先の方法に従い記録されたスクランブルデジタルデータを読み取るための方法に関し、以下のステップを備えている。(i)記録されたデータのストリームからデータのブロックを選択するステップ、(j)このデータのブロックに対応するコントロールパケットをテーブルから抽出するステップ、(k)デスクランブルキーをコントロールパケットから抽出するステップ、及び(l)デスクランブルキーを使用して、データブロックをデスクランブルして、その内容を明確な表示でユーザに供給するステップ。

10

【0017】

本発明によるデータ読取り方法は、1つ以上の以下の特徴をさらに備えている。コントロールパケットからのデスクランブルキーを抽出する上記ステップ(k)は、コントロールパケット又はデスクランブルキーを暗号化するステップを備えている。本方法は、上記ステップ(i)で選択されたデータブロックに含まれる最初のパケットと最後のパケットのシリアル番号を選択するステップをさらに備えており、ステップ(j)において、データブロックの最初のパケットのシリアル番号よりも小さい最も大きなインデックスを有するコントロールパケットと、該データブロックの最後のパケットのシリアル番号よりも小さい最も大きなインデックスを有するコントロールパケットとの間にあって、これら2つのコントロールパケットを含むコントロールパケットが該テーブルから抽出される。

20

【0018】

本方法は、データブロックから少なくとも1つのクロック基準参照値を抽出すること、該抽出された1つ以上のクロック基準参照値の関数として、上記ステップ(i)で選択されたデータブロックに含まれる最初のパケットと最後のパケットに関連するタイムスタンプを推定すること、及び、ステップ(j)において、データブロックの最初のパケットに関連するタイムスタンプよりも小さい最も大きなインデックスを有するコントロールパケットと、データブロックの最後のパケットに関連するタイムスタンプよりも小さい最も大きなインデックスを有するコントロールパケットとの間にあって、これら2つのコントロールパケットを含むコントロールパケットをテーブルから抽出することをさらに備えている。

30

【0019】

本発明は、添付図面を参照して、例示により与えられる以下の発明の実施の形態を良好に理解される。

【発明を実施するための最良の形態】**【0020】**

本発明の基本的な概念は、データ記録の間に、記録されたデータの読み取りの間に適切なCWキーを含んでいるECMを非常に迅速に取り戻すように、ECMのテーブルを作成することである。これにより、有利なことに、CWキーを取り戻すために、データをデスクランブルするために必要であって、したがってECMを暗号解読することができるために必要な短い時間に関して、事前にECMへのアクセスを得ることが可能となる。

40

【0021】

したがって、本発明は、有利なことに、記録されるときにスクランブルされるデジタルデータに関する変化する「トリックプレイ」モードを実行することができる。

【0022】

この原理は、記録されるそれぞれの番組についてECMテーブルを記録することからなり、このテーブルは、番組をデスクランブルするために必要な全てのECMを含んでいる

50

。特に、番組がデジタルオーディオ及びビデオデータ、並びに考えられる他のデータストリームを備えている場合、これら様々なストリームをデスクランブルするために必要な全てのECMは、この番組についてのECMテーブルに記録される。

【0023】

また、その内容がデータストリームで前に転送された内容に関して異なるECMのみがECMテーブルに記録される。したがって、図1に表されているデータストリームのその一部について、キーCW_{n-1}及びCW_nを含んでいるECM、キーCW_n及びCW_{n+1}を含んでいるECM、並びにCW_{n+1}及びCW_{n+2}を含んでいるECMは、ECMテーブルに記録される。ECMの内容が「キー周期“key period”」あたり一回おおよそ変化するので、「キー周期」あたりECMのうちの1つを記録することが必要なだけである。

10

【0024】

本発明の別の観点によれば、記録されるECMのそれぞれについて、特定のデータパケットをデスクランブルするために必要なECMを非常に迅速に取り戻すことができるように、ECMインデックスがECMテーブルに記録される。

【0025】

好適な実施の形態によれば、このECMインデックスは、データストリームにおけるECMの位置を示しているECMパケットのシリアル番号を生成することにより作成される。第二の実施の形態によれば、ECMインデックスは、スタンプ、すなわち、データストリームで転送されるクロックの値に関してデータストリームにおけるその位置を定義するECMに関連するタイムスタンプを計算することにより作成される。

20

【0026】

図2では、本発明の実施例が示されている。記録装置1は、記録される入力データのストリームを受信する。このデジタルデータのストリームは、コントロールワード、すなわちキーCWにより、デジタルペイTVの原理に従って一般的にスクランブルされている。このキーCWは、所定の周期（たとえば、10秒毎）で更新され、既に説明された図1において例示されるECMと示されているコントロールメッセージに挿入される。

【0027】

記録装置は、たとえばハードディスクのような記録されたデータを蓄積するための手段を備えており、デジタルバス3を介して表示装置2に接続されている。また、記録装置は、カセットのような磁気メディアにデータを記録するデジタルビデオレコーダ、又は光メディア（「コンパクトディスク」を意味するCD、又は「デジタル多用途ディスク」を意味するDVD）にデータを記録する光ディスクライタとすることができる。

30

【0028】

表示装置2は、たとえばデジタルテレビ受信機であり、この受信機は、ECMを暗号解読し、受信されたデータをデスクランブルし、及び該デスクランブルされたデータをデコードしてユーザに提供するための要素を少なくとも含んでいる。記録されたデータは、典型的にはオーディオ/ビデオデータであり、そのユーザへの提供は、ビデオデータに関してはスクリーンへの表示により実行され、オーディオデータに関してはスピーカへの転送により実行される。また、表示装置2は、ユーザインタフェースを備えている。このインタフェースにより、ユーザは、順方向早送り、巻き戻し再生、スローモーション、ある番組から別の番組へのジャンプ等のような「トリックプレイ」に従い記録されたデータをリードバックすることができる。

40

【0029】

デジタルバス3は、たとえば、IEEE1394規格に準拠するバスである。

【0030】

本発明は、当然、この構成に限定されるものではない。特に、記録装置1及び表示装置所定の要素（ECMの暗号解読、データのデスクランブル及びデコード）を1つの同じ機器に含めることも可能である。この機器は、この場合、ユーザへのデータの提供のための一般のテレビジョンに接続される。

50

【0031】

データストリームを記録するとき、記録装置1は、ECMを抽出して、データストリームの記録された部分をデスクランブルするために必要な全てのECMを含んでいるECMテーブルを同時に作成するために、ストリームを分析する。以下、DVBデジタルテレビ伝送規格に準拠して伝送され、MPEG-2規格(ITU-T Rec. H. 222.0 | ISO/IEC 13818-1)に準拠して符号化される、オーディオビジュアルプログラムをユーザが記録することを想定している。しかし、本発明は、勿論、MPEG-2規格以外の圧縮規格に従ってエンコードされていようとなかろうと、DVB規格以外の特定の放送規格に従ってブロードキャストされていようとなかろうと、特定の読み取りモード(「トリックプレイ」モード)を実行するために有効な場合がある任意のタイプのデジタルデータに適用される。

10

【0032】

記録される特定の番組に対応するECMは、PIDを含むデータトランスポートパケットのPID(「パケット識別子」を意味する)により、データストリームにおいて識別される。このPIDは、伝送される番組のそれぞれに関連するPMT(「プログラムマップテーブル」を意味する)において、それ自身が示される。記録装置1は、このPIDを使用して、該記録装置が記録する番組のECMを抽出する。

【0033】

テーブルにECMを記録するための処理が以下に説明される。記録装置1が記録されたデータストリームの最初のECMを受信したとき、該最初のECMをECMテーブルに記憶する。記録装置1が次のECMを受信したとき、該受信装置は、該次のECMを前に記録したECMと比較し、その内容が同一である場合には該次のECMを無視し、その内容が同一ではない場合には該次のECMも記憶する。このように、全ての受信されたECMについて処理が継続される。

20

【0034】

例として、2.5時間(すなわち、9000秒)続く映画について、1つのECMストリームがオーディオ及びビデオについて必要な場合、(その内容は約10秒毎に更新されるため)約900の異なるECMが存在する。それぞれのECMは、(前述のMPEG規格では)188バイトのデータトランスポートパケットに記憶され、したがって、ECMテーブルは、188×900バイト、すなわち169200バイトを含む必要がある。

30

【0035】

また、記録装置1は、テーブルに記憶されるECMのそれぞれについて、データストリームにおけるECMの位置を記憶することを可能にするインデックスを作成する。このインデックスは、テーブルに記憶されるものであって、その後、表示装置2により使用されて、データの特定部分をデスクランブルするために必要なECMを容易に取り戻すことができる。

【0036】

図3及び図4と共に、ECMをインデックス処理する第一の方法を説明する。

【0037】

本発明の好適な実施の形態によれば、ECMテーブルに記憶されるECMインデックスは、記録される番組の開始に関して記録されるデータストリームにおけるECMを含んでいるデータパケットのそれぞれのシリアル番号を計算することにより作成される。このシリアル番号は、番組開始以降、データパケットの数をカウントすることにより計算される。

40

【0038】

図3では、31個のデータパケットを含んでいる、記録されるデータストリームが簡略化された方法で示されている。最初のパケット(No. 1)はECM、すなわちECM1を含んでいる。したがって、後者は、ECMテーブルに記録され、その内容がインデックス1で図4に示されている。データストリームにおける(パケットNo. 8での)次のECMは、同じであり(ECM1)、記録されない。(パケットNo. 15での)次のEC

50

Mは、異なるので（ECM2）、インデックス15でECMテーブルに記録される。この方法は、同様にして、（パケットNo. 29での）ECM3まで続き、このECM3は、インデックス29でECMテーブルに記録される。

【0039】

図5及び図6と共に、ECMをインデックス処理する第二の方法が説明される。

【0040】

この方法によれば、ECMテーブルに記憶されるECMを含むパケットのそれぞれにタイムスタンプを割り当てる。このインデックスは、ETS（「ECMタイムスタンプ」を意味する）と表され、データストリームで転送され、前述のMPEG-2規格ではPCR（「プログラム・クロック・リファレンス」を意味する）で表されるクロック基準参照値の値から計算される。

10

【0041】

PCR値は、所定のデータパケットのヘッダのアダプテーションフィールドに位置している。パケットに含まれる（たとえばビデオ）データがスクランブルされることでさえ、トランスポートパケットのヘッダは、特にPCR値を含むアダプテーションフィールドを選択的に備えており、スクランブルされない。したがって、PCR値は、明らかにアクセス可能である。

【0042】

PCR値は、27MHzのクロックチックカウンタ（clock tick counter）の値を表し、所定の周期でデータパケットにより転送される。

20

【0043】

第二の実施の形態のインデックス処理方法は、図5及び図6に例示されるものであり、以下に説明されるように実行される。記録されたデータストリームから抽出されたECM_nのインデックスETS_nを計算する。ECM_nの直前であるPCR1_nの値と、ECM_nの直後であるPCR2_nの値とを取り出す。次いで、PCR1_nの値とPCR2_nの値との間の転送されたパケットP_nの数をカウントし、PCR1_nの値とECM_nの値とのパケットE_nの数をカウントする。したがって、ECM_nを含んでいるパケットに対応するPCRの値を補間することが可能である。

【0044】

この値ETS_nは、図6に示されるECMテーブルにおけるECM_nのインデックスを構成しており、以下のように計算される。

30

【0045】

【数1】

$$ETS_n = PCR1_n + \frac{E_n(PCR2_n - PCR1_n)}{P_n}$$

MPEG-2規格におけるPCRの値に要求される精度、及びデータストリームにおけるその繰り返し周期（データストリームは少なくとも0.1秒毎に伝送される必要がある）が与えられると、この計算方法により、ECMテーブルに記憶される必要があるECMのそれぞれは、異なるインデックスETSを有することを保証することができる（1つのECMは10秒毎であり、異なるECMが1秒毎に転送される場合であってもこの状態のままである）。

40

【0046】

ECMテーブルが、記憶されるECMのそれぞれのインデックスで一旦テーブルに構築されると、インデックスは、適切な媒体にまさに記録されている番組を構成するデータと記録される。好ましくは、ECMテーブルは、たとえば、ファイルの開始で、番組のオーディオ/ビデオデータを含んでいるファイルと同じファイルに記憶される。また、ECM

50

テーブルは、変形例として、記録された番組を含んでいるファイルとは異なるファイルに記憶される。

【 0 0 4 7 】

また、E C Mテーブルは、番組を構成するデータと多重化することができる。たとえば、記憶されたデータは、M P E G - 2フォーマットであるとき、特定のP I N番号でM P E G - 2に従い「プライベートセクション」を作成して、E C Mテーブルを形成している全てのデータパケットをこのP I Dとそのヘッダに記憶することが可能である。

【 0 0 4 8 】

番組がカセットに記録される別の変形例では、E C Mテーブルは、カセットの開始で記録されることが好ましい。

【 0 0 4 9 】

なお、記録される番組は、「トリックプレイ」モードを管理するための手段を備えていない場合であっても、任意の装置がデータの通常の読取りを常に実行することができるように、データストリームにおいてE C Mパケットを常に含んでいる。

【 0 0 5 0 】

ここで、特に、「順方向早送り」、「巻き戻し再生」又は「番組の特定の位置にジャンプ」のような「トリックプレイ」モードに従って、データが読み取られるとき、先に見られるような方法のうちの1つに従う、記録装置1により記録される番組のデータは表示装置2によりリードバックされるような方式を説明する。

【 0 0 5 1 】

これを行うために、表示装置2は、その概念がM P E G - 2規格に定義されるG O P（「グループ・オブ・ピクチャ」を意味する）を大体表す幾つかのデータパケットを含むデータブロックとして番組のデータを取り出す。データがスクランブルされたとき、このデータは、任意の後続の処理の前にデスクランブルされる必要がある。したがって、取り出されたデータブロックをデスクランブルするためのC Wキーは、迅速に取り戻される必要があり、該データブロックのデスクランブルのために必要なC Wキーを含んでいる1つ以上のE C Mが取り戻される必要がある。

【 0 0 5 2 】

これを行うために、データが記憶されるE C Mテーブルが使用される。E C Mテーブルを作成するために使用されるインデックス処理の方法によれば、異なる方法を使用して、正しいC Wキーを含んでいるE C Mを取り戻すことができる。

【 0 0 5 3 】

E C Mが第一の方法に従ってインデックス処理されるとき（E C Mインデックスはパケットのシリアル番号から形成される）、表示装置により取り出されるデータブロックの（記録される番組の最初のパケットに関して）パケットのシリアル番号を取り戻すことが必要である。

【 0 0 5 4 】

デジタルデータを読取る任意のシステムは、一般に、ファイルの開始と、該ファイルから抽出されるデータの packets n との間の「距離」 N をバイトで示すことができる。このデータパケットの数 N とサイズ T を知ることは（たとえば、M P E G規格に従いトランスポートパケットにとって、サイズはパケットあたり188バイトである）、データパケット n のインデックス I_n が計算される。

【 0 0 5 5 】

【数2】

$$I_n = \frac{N}{T}$$

このインデックス I_n が一旦計算されると、表示装置は、 I_n よりも小さい最も大きな

10

20

30

40

50

インデックスを有する E C M について、現在読取られている番組に対応する E C M テーブルをサーチする必要がある。この E C M が偶数キー及び奇数キーという 2 つの C W キーを含んでいる場合、パケットが偶数キーでスクランブルされているか、又は奇数キーでスクランブルされているかを示している、デスクランブルすべきデータパケットのそれぞれのヘッダに位置される指標を見て、発見された E C M の対応するキーを使用してパケットをデスクランブルすることが必要である。

【 0 0 5 6 】

あるケースでは、表示装置により取り出されるデータブロックは、データブロックをデスクランブルするために幾つかの E C M を取り戻すことが必要であることが生じる場合がある。これは、たとえば、データブロックが幾つかのキー周期をオーバーラップする場合に生じる可能性がある。図 1 を参照して、これは、取り出されたデータブロックが周期 $n - 1$, n 及び $n + 1$ をオーバーラップする場合である。このケースでは、 CW_{n-1} 及び CW_n を含む E C M と、 CW_n 及び CW_{n+1} を含む E C M を取り出すことが必要である。

10

【 0 0 5 7 】

これを行うために、実際には、データブロックの最初のパケットのインデックス I_{n-1} 、及びデータブロックの最後のパケットのインデックス I_{n+1} を計算する。次いで、 I_{n-1} よりも小さい最も大きなインデックスを有する E C M₁、及び I_{n+1} よりも小さな最も大きなインデックスを有する E C M₂ について、E C M テーブルがサーチされ、E C M₁ と E C M₂ の間の全ての E C M ができる限り取り出される。しかし、殆どのケースでは、インデックス I_{n-1} 及び I_{n+1} について、E C M テーブルにおいて 1 つ及び同じ E C M が発見される。

20

【 0 0 5 8 】

それぞれの E C M について、スタンプ計算 (E T S) を使用した第二の方法に従って E C M がインデックス処理されるとき、表示装置 2 により取り出されるデータブロックに属するデータパケットの P C R の値を取り戻すことが必要である。

【 0 0 5 9 】

先に説明されたように、P C R 値は、定期的に、少なくとも 0 . 1 秒毎にデータストリームで送信されている。更に、G O P のデータ量は、約 0 . 5 秒続く。おおよそ G O P のサイズのデータブロックが取り出されるとき、P C R 値を含むデータブロックにおいて少なくとも 1 つのパケットが常に存在する。

30

【 0 0 6 0 】

データブロックに存在する P C R 値の数に従って、データブロックのパケットのスタンプの値を決定する 2 つの方法を有する。

【 0 0 6 1 】

[1 / 全体のデータブロックにおける単一の P C R 値]

(このパケットについて事実上の P C R 値に対応する) データブロックのデータパケット n のスタンプ $S T A M P_n$ を決定するものと想定し、P C R の値はデータブロックのパケットにおいて発見されるものと想定する。このとき、スタンプの値は以下のように計算される。

【 0 0 6 2 】

【 数 3 】

40

$$STAMP_n = PCR + \frac{D_n \times T_n \times F}{R_n} \quad ;$$

D_n は、パケット n と、P C R 値を含むパケットとの間のパケット数に関する距離に対応する (D_n は正又は負とする)。P C R は、データブロックにおいて発見される P C R の値、 R_n は、データブロックのビット / 秒でのビットレートに対応する。F は、システム基準参照クロックの周波数 (M P E G - 2 規格によれば、一般に 2 7 M H z + / - 8 1 0

50

Hz)、 T_n は、ビットでのパケットのサイズに対応する(MPEG-2規格によれば、一般に 188×8)。

【0063】

[2/全体のデータブロックに含まれる2つ以上のPCR値]

少なくとも2つのPCR値を含むデータブロックのパケット n のスタンプ $STAMP_n$ の値を決定するために、以下の計算を実行する。

【0064】

【数4】

$$STAMP_n = PCR1_n + \frac{D(PCR2_n - PCR1_n)}{P_n} :$$

10

$PCR1_n$ は、パケット n に最も近い第一のPCRの値であり、 $PCR2_n$ は、パケット n に最も近い第二のPCRの値であり、 P_n は、 $PCR1_n$ を含むパケットと、 $PCR2_n$ を含むパケットとの間のパケット数に対応し、 D_n は、パケット n と、 $PCR1_n$ を含むパケットとの間のパケット数に関する距離に対応する(D_n は、正又は負とする)。

【0065】

このスタンプ $STAMP_n$ が上述した方法のうちの1つに従い一旦計算されると、表示装置は、ちょうど下にあるが、かつ計算された値 $STAMP_n$ に最も近いECMテーブルをサーチする。このインデックス ETS_n で記憶されたECMは、原理的に、データブロックのパケットをデスクランブルするために必要なキーを含んでいる。

20

【0066】

先の実施の形態に関してわかるように、あるケースでは、データブロックをデスクランブルするために、複数のECMを取り戻す必要がある。

【0067】

これは、実際に、データブロックの最初のパケットについてスタンプ値 $STAMP_{n_1}$ の計算、及びデータブロックの最後のパケットについてスタンプ値 $STAMP_{n_2}$ の計算に進む。次いで、ECMテーブルは、インデックス ETS_1 及び ETS_2 で記憶されている ECM_1 及び ECM_2 についてサーチされる。インデックス ETS_1 及び ETS_2 の値は、値 $STAMP_{n_1}$ 及び $STAMP_{n_2}$ よりも小さく、該値 $STAMP_{n_1}$ 及び $STAMP_{n_2}$ に最も近い。 ECM_1 と ECM_2 の間の全てのECMは、できる限り取り戻される。しかし、殆どのケースでは、1つ及び同じECMは、スタンプ値 $STAMP_{n_1}$ 及び $STAMP_{n_2}$ についてECMテーブルにおいて発見される。

30

【0068】

ここで、記録装置又は表示装置の典型的な実施の形態を説明する。これらは、ECMをインデックス処理する第一の方法を使用するか、第二の方法を使用するかに依存して僅かに異なる。

【0069】

図7では、第一の実施の形態による記録装置4が示されている。記録装置4は、たとえば、オーディオビジュアルプログラムを表している記録すべきスクランブルデータストリームを受信するための入力41を備えている。また、記録装置4は、ECM42を検出するためのモジュールを備えている。このモジュールは、それ自身公知のやり方で、(たとえば、PIDに基づいて)受信されたデータストリームからECMを抽出する。また、記録装置4は、パケットカウンタ44を備えており、このカウンタは、データストリームのそれぞれのパケットのシリアル番号を、ECMテーブルを作成するためのモジュール43に供給する。また、ECMテーブルを作成するためのモジュール43は、検出モジュール42からECMを受信し、その値が互いに異なるECMをECMテーブルに記憶する。また、モジュール43は、これらECMのそれぞれと関連するパケットのシリアル番号をE

40

50

ECMテーブルに記憶する。これらのパケットシリアル番号は、ECMのインデックスを構成している。このECMテーブルは、ストレージモジュール45に転送され、該モジュール45は、ECMテーブルと入力41で受信されたデータストリームと記録する。ストレージモジュール45は、好ましくはデジタルバスに接続される出力46に、記録されたデータを供給する。

【0070】

図8では、本発明の第一の実施の形態による表示装置5を示している。この装置は、番組に対応する記録されたデータストリームを入力51で受信する。データブロックを選択するためのモジュール52は、番組における特定のデータブロック、及び記録されたデータストリームにおけるこのブロックのパケットのシリアル番号について記録装置に求める。データパケットのシリアル番号は、モジュール54に転送され、モジュール54は、データブロックの最初のパケット及び最後のパケットのシリアル番号を選択する。モジュール54は、最初と最後のパケットのこれらシリアル番号を記録して、該シリアル番号をECMサーチモジュール55に転送する。このECMサーチモジュール55は、該モジュール55に、現在読取られている番組のECMテーブルを送ることを記録装置に求め、該ECMテーブルから、これらのパケットシリアル番号に基づいて及び上述した方法に従って、受信されたデータブロックのパケットをデスクランブルするために必要なキーを含んでいるECMを抽出する。次いで、ECMは暗号解読モジュール57に転送され、該モジュール57は、該ECMから暗号解読キーCW(すなわちコントロールワード)を抽出する。

【0071】

なお、モジュール57は、暗号解読を許可されたときにのみ、ECMの暗号解読を実行することができ、ECMを暗号解読するためのキーを所持している。

【0072】

CWキーは、デスクランブルモジュール53により、最後に使用され、該モジュール53は、データブロックのパケットをデスクランブルして、デスクランブルされたパケットをデコードモジュール58に送出する。このモジュール58は、(ビデオ向けにスクリーン、必要であればオーディオ向けにスピーカを有しており)番組を表示するために必要な信号を表示装置59に供給する。

【0073】

ここでは、モジュールは個別に表されているが、当然、1つ及び同じ集積回路に本質的に設けられる。ECM暗号解読モジュール57のような所定のモジュールは、表示装置に挿入されるスマートカードに設けられる場合もある。

【0074】

なお、記録装置のECMテーブルを表示装置に送出するための幾つかの可能な変形例が存在する。ECMテーブルは、データの読取りの開始でその全体において送出される(すなわち、記録されたストリームの最初のデータブロックが表示装置により処理されたとき)。この変形例は、表示装置がデータの読取りの間にテーブルを記録するために利用することができる十分なメモリを有する場合に可能である。別のソリューションは、ストリームで転送されるデータブロックのパケットの位置の関数として、記録装置から表示装置にECMテーブルを部分的に送出することからなる。

【0075】

図9では、本発明の第二の実施の形態による記録装置6を示している。

【0076】

記録装置6は、たとえば、オーディオビジュアルプログラムを表している、記録すべきスクランブルデータストリームを受信するための入力61を有している。また、受信装置6は、ECMを検出するためのモジュール62を有しており、該モジュール62は、受信されたデータストリームからECMを抽出する。また、記録装置6は、PCR検出モジュール64を有しており、該モジュール64は、受信されたデータパケットのPCRの値を抽出する。これらの値は、先に見られたように、モジュール66において、ECMを含む

10

20

30

40

50

パケットについてPCR (ETSスタンプ) の推定された値を計算するために使用される。次いで、ECMテーブルを作成するためのモジュール63は、その値が互いに異なるECMを、モジュール66により計算されたETSスタンプと関連させ、記録されたスタンプのECMテーブルを形成する。

【0077】

このECMテーブルは、ストレージモジュール65に送出され、該モジュール65は、該ECMテーブルを入力61で受信されたデータストリームと記録する。ストレージモジュール65は、好ましくはデジタルバスに接続される出力67に、記録されたデータを供給する。

【0078】

最後に、図10には、本発明の第二の実施の形態による表示装置7を示している。

【0079】

この装置は、番組に対応する記録されたデータストリームを入力71で受信する。データブロックを選択するためのモジュール72は、番組における特定のデータブロックを記録装置に求める。PCR検出モジュール73は、データブロックについて推定されたPCR値を計算するために、1つ以上のPCR値をモジュール74に送出するように、該データブロックに含まれる該1つ以上のPCR値をこのデータブロックから抽出する。このモジュール74は、先に発展された方法によれば、データブロックの最初のパケット及び最後のパケットの推定されたスタンプ値を計算し、これらの値をECMサーチモジュール75に送出する。

【0080】

このECMサーチモジュール75は、現在読み取りされている番組のECMテーブルを該モジュール75に送出することを記録装置に求め、推定されたスタンプ値に基づいて及び上述した方法に従って、該ECMテーブルから受信されたデータブロックのパケットをデスクランブルするために必要なキーを含むECMを抽出する。ついで、ECMは、暗号解読モジュール77に送出され、該モジュール77は、該ECMからデスクランブルキーCW (すなわち、コントロールワード) を抽出する。なお、モジュール77は、暗号解読を許可されたときのみ、ECMの暗号解読を実行することができ、ECMを暗号解読するためのキーを有している。

【0081】

CWキーは、デスクランブルモジュール78により最後に使用され、該モジュール78は、データブロックのパケットをデスクランブルし、該デスクランブルされたパケットをデコードモジュール79に送出する。デコードモジュール79は、(ビデオ向けのスクリーン、及び必要であればオーディオ向けのスピーカを有しており) 番組を表示するために必要な信号を表示装置80に供給する。

【図面の簡単な説明】

【0082】

【図1】スクランブルデータストリームの一部を図解的に例示する図である。

【図2】本発明の典型的な実現を例示する図である。

【図3】本発明の第一の実施の形態による、ECMテーブルを作成するためにECMをインデックス処理する第一の方法を例示する図である。

【図4】本発明の第一の実施の形態による、ECMテーブルを作成するためにECMをインデックス処理する第一の方法を例示する図である。

【図5】本発明の第二の実施の形態による、ECMテーブルを構築するためにECMをインデックス処理する第二の方法を例示する図である。

【図6】本発明の第二の実施の形態による、ECMテーブルを構築するためにECMをインデックス処理する第二の方法を例示する図である。

【図7】本発明の第一の実施の形態による図2に例示される装置の詳細を表す図である。

【図8】本発明の第一の実施の形態による図2に例示される装置の詳細を表す図である。

【図9】本発明の第二の実施の形態による図2に例示される装置の詳細を表す図である。

10

20

30

40

50

【図10】本発明の第二の実施の形態による図2に例示される装置の詳細を表す図である。

【符号の説明】

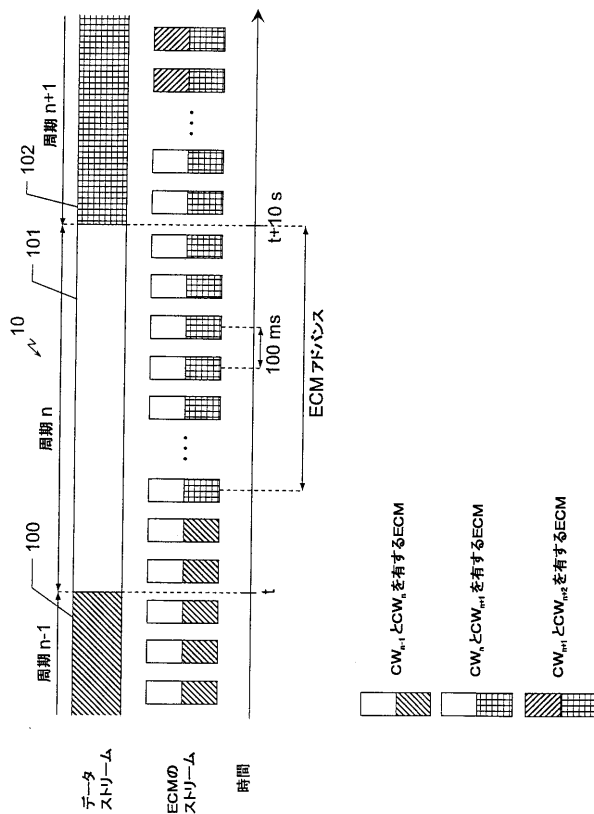
【0083】

- 1 : 記録装置
- 2 : 表示装置
- 3 : デジタルバス
- 4, 6 : 記録装置
- 5, 7 : 表示装置
- 42, 62 : ECM検出モジュール
- 43, 63 : ECMテーブル作成モジュール
- 44 : パケットカウンタ
- 52, 72 : データブロック選択モジュール
- 53, 78 : データブロックデスクランブルモジュール
- 54 : 最初と最後のパケット番号選択モジュール
- 55, 75 : ECMサーチモジュール
- 57, 77 : ECM暗号解読モジュール
- 58, 79 : デコードモジュール
- 59, 80 : ディスプレイ
- 64 : PCR検出モジュール
- 66 : ETS計算モジュール
- 73 : PCR検出モジュール
- 74 : PCR値/データブロック計算モジュール

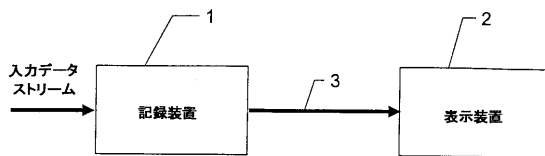
10

20

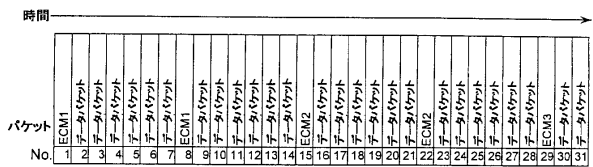
【図1】



【図2】



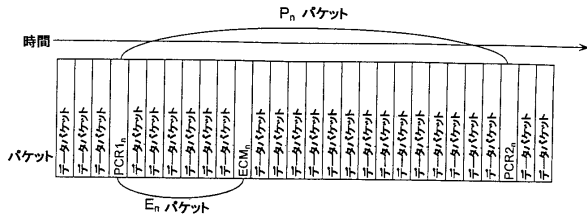
【図3】



【図4】

ECMインデックス	ECM n'パケット
1	ECM1
15	ECM2
29	ECM3
...	...

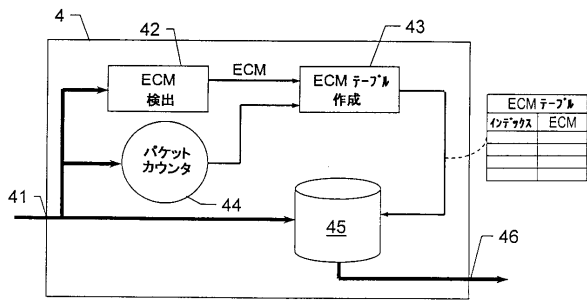
【図5】



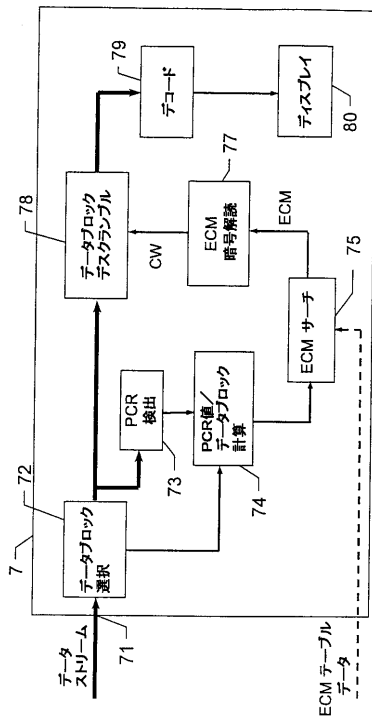
【図6】

ECMインデックス	ECM パケット
...	...
ETS _{n-1}	ECM _{n-1}
ETS _n	ECM _n
ETS _{n+1}	ECM _{n+1}
...	...

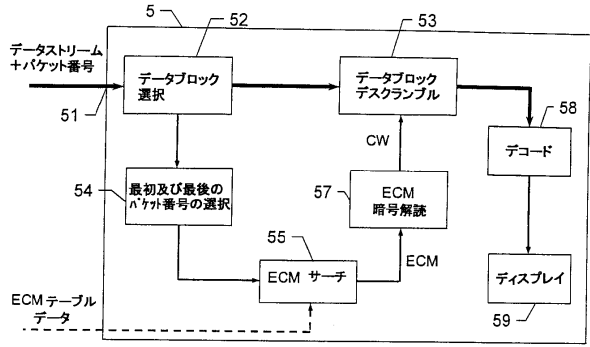
【図7】



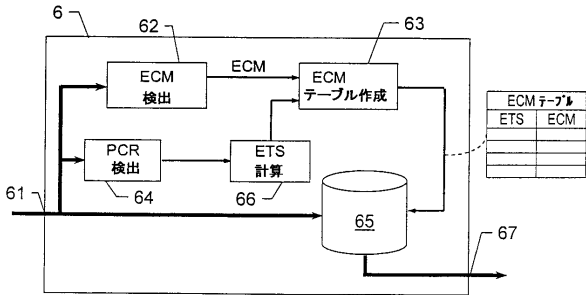
【図10】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

- (72)発明者 フランク アベラール
フランス国 3 5 2 3 0 サンタルメ リュ・パティ・デ・ノエス 8
- (72)発明者 ジャン - フランソワ ヴィアル
フランス国 3 5 0 0 0 レンヌ リュ・サン・マロ 2 9
- (72)発明者 エリク ディエール
フランス国 3 5 3 4 0 リフレ ラ・ビュザールディエール(番地なし)
- (72)発明者 ジャン - ルイ ディアスコール
フランス国 3 5 8 3 0 ベトン リュ・ド・プロセリアンド 5 - 2

審査官 高野 美帆子

- (56)参考文献 特開2001-189914(JP,A)
特開2000-156838(JP,A)
特開2000-173181(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
- | | |
|---------|-----------|
| G 1 1 B | 2 0 / 1 0 |
| H 0 4 L | 9 / 0 8 |
| H 0 4 N | 5 / 9 1 |